

## 九州大学医員等規程

平成16年度九大規程第147号  
施行：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 2年 3月31日  
(令和元年度九大規程131号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、診療等に従事させるために雇用する医員、医員（特殊勤務医）、医員（診療従事医）及び研修医（以下「医員等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 医員とは、九州大学病院において診療業務並びに必要に応じて教育及び研究に係わる補助的業務に従事する医師をいう。

2 医員（特殊勤務医）とは、九州大学病院において専ら夜間（午後3時30分から翌日午前9時00分までをいう。）及び休日の昼間（午前8時30分から午後5時15分までをいう。）において診療に従事する医師をいう。

3 医員（診療従事医）とは、自らの臨床研究の遂行に必要な診療に従事するために九州大学病院において平日の昼間（午前8時30分から午後5時15分までをいう。）において原則として1月に20時間を上限として、診療に従事する医師をいう。

4 研修医とは、九州大学病院において診療科等の臨床研修指導医等の指導に従い、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定に基づき臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行う医師をいう。

### (資格)

第3条 医員となることができる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後、原則として臨床研修を修了したものであるものとする。

2 医員（特殊勤務医）となることができる者は、九州大学の大学院博士課程の学生及び研究生で、医師免許又は歯科医師免許取得後、臨床研修を修了したものであるものとする。

3 医員（診療従事医）となることができる者は、九州大学の大学院博士課程の学生で、医師免許又は歯科医師免許取得後、臨床研修を修了したものであるものとする。

4 研修医となることができる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後、原則として臨床研修を修了していないものであるものとする。

### (雇用等)

第4条 医員、医員（特殊勤務医）及び医員（診療従事医）の雇用期間は、5年の範囲内とする。ただし、医員、医員（特殊勤務医）及び医員（診療従事医）を5年に満たない期間で雇用した場合は、診療、臨床研修等の必要性により、雇用した日から5年を超えない範囲内で更新することができるものとする。

2 研修医の雇用期間は、一事業年度の範囲内とし、臨床研修等の必要性により、雇用した日から5年を超えない範囲内で更新することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、医員等の雇用期間は本学が定める要件を満たし、病院長が必要と認めた場合は、雇用した日から5年を超えて更新をすることがある。

4 前3項の規定にかかわらず、医員等の雇用期間の限度となる日は、国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程（平成16年度九大就規第12号）第2条に定める定年による退職の日を越えることはできないものとする。

5 医員（特殊勤務医）及び医員（診療従事医）の雇用にあたっては、当該学生等の研究等に支障のないよう配慮するものとし、同一年度内において両職種を兼任することはできないものとする。

6 医員等の選考は、病院長が行う。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程145号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程3号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程120号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程131号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。